

株 主 各 位

東京都渋谷区東二丁目23番10号  
**北 沢 産 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 北 川 正 樹

## 第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）営業時間終了時、午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号 新大宗ビル1号館  
フォーラムエイト 6階 オリオンホール
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主様1名に限りです。）
  - 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kitazawasangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

## <新型コロナウイルス（COVID-19）に関するお知らせ>

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が懸念されている状況につき、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただきご来場賜われますようお願い申し上げます。

本定時株主総会会場におきましては、開催日時点での状況に応じアルコール除菌液の設置、運営スタッフのマスク着用等、感染予防の措置を講じてまいります。

株主総会での議決権行使は書面による方法もございますので、同封の議決権行使書用紙にて行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kitazawasangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調にありましたが、第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大・長期化の影響により、経済活動は大きく制限され、景気下振れリスクの高まりから減速傾向が強まり、先行きの不透明感が一層強まるものとなりました。

当社グループの主要取引先である外食・中食産業におきましても、原材料価格の上昇や人手不足による人件費の高騰、消費税増税の影響などに加え、新型コロナウイルス対策に起因する営業自粛の影響など、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中で、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は163億99百万円（前年同期比4.6%減）となりました。利益面では、営業利益3億1百万円（前年同期比8.5%減）、経常利益3億59百万円（前年同期比7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円（前年同期比9.5%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（業務用厨房関連事業）

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は160億62百万円と前年同期に比し4.7%の減収、営業利益は7億82百万円と前年同期に比し4.2%の増益となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業につきましては、売上高は3億51百万円と前年同期に比し0.7%の減収となり、営業利益は2億6百万円と前年同期に比し4.7%の減益となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資にかかる設備投資額は、7億6百万円であり、主に日高流通センターの建物増築、備品および車両の投資額であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (5) 財産および損益の状況

(企業集団の営業成績および財産の状況の推移)

区分	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	17,082,667	17,735,937	17,194,734	16,399,312
経常利益 (千円)	364,083	518,342	386,424	359,251
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	238,736	416,187	166,871	150,958
1株当たり当期純利益 (円)	12.84	22.39	8.98	8.12
総資産 (千円)	17,001,958	17,789,541	17,227,926	16,870,217
純資産 (千円)	8,729,029	9,199,896	9,054,924	8,928,012
1株当たり純資産 (円)	469.53	494.86	487.06	480.25

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等に伴う会社計算規則の改正を第72期から適用しており、第71期については組替後の数値を記載しております。
3. 第71期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## (6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、現時点での新型コロナウイルス感染症拡大が当社の事業活動及び経営成績に与える影響を合理的に算定できないため、未定といたします。

このような状況のもと、当社グループは同業他社との差別化を図った高付加価値商品の販売を推進した積極的な営業活動に努めてまいります。

当社グループは、単品販売の強化を図るため、より競争力のある商品を重点的に拡販し、24時間365日サービス体制を更に充実したものにす所存であります。

また、リスク管理とコンプライアンスの強化を図ってまいります。

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社北沢キープサービス	20百万円	100.0%	厨房機器の修理、保守管理
エース工業株式会社	70百万円	100.0%	食品加工機械・厨房機器の製造
サンベイク株式会社	42百万円	100.0%	製菓・製パン機械器具の製造

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当企業集団は、業務用厨房機器・家具の販売を主に、これらに附帯する業務用厨房機器の修理・保守サービスおよび業務用機械器具、製菓・製パン機械器具の製造を行っているほか、不動産の賃貸業務を営んでおります。

(9) 本社および主な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都渋谷区東二丁目23番10号

支店：札幌・仙台・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・千葉・横浜・名古屋・松本・大阪・広島・松山・福岡

営業所：旭川・函館・帯広・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・甲府・柏・三島・浜松・富山・金沢・福井・京都・岡山・山口・高松・高知・北九州・熊本・鹿児島・沖縄

出張所：釧路・三重・長野・神戸・和歌山・松江・徳島・大分

② 子会社

株式会社北沢キープサービス	本社	埼玉県日高市大字下大谷沢3番地1 (当社日高流通センター内)
	支店	渋谷
	営業所	旭川・札幌・函館・帯広・釧路・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・仙台・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・甲府・千葉・柏・横浜・三島・浜松・名古屋・岐阜・松本・富山・金沢・京都・大阪・岡山・広島・山口・高松・松山・高知・徳島・北九州・福岡・熊本・鹿児島・沖縄
	分室	渋谷
エース工業株式会社	本社	埼玉県狭山市根岸689番1号
サンバイク株式会社	本社	福岡県久留米市荒木町白口1981番1号

(10) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
480名	16名減	42才1ヶ月	12年8ヶ月

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就労人員の合計であります。  
2. 従業員数には契約社員および臨時従業員(派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト)16名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社北陸銀行	1,020,000
株式会社横浜銀行	680,000
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社三菱UFJ銀行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 23,818,257株  
(3) 株主数 3,420名  
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社光通信	1,680	9.04
北沢持株会	1,621	8.72
北沢産業従業員持株会	934	5.03
株式会社北陸銀行	921	4.95
フクシマガリレイ株式会社	778	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	635	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	478	2.57
株式会社ブロードビーク	399	2.15
株式会社インテリックス	370	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	307	1.66

(注) 当社は、自己株式5,227,945株を保有しておりますが、上記大株主より除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	尾 崎 光 行	
代表取締役社長	北 川 正 樹	
常 務 取 締 役	酒 井 保 太 郎	本社営業本部長
取 締 役	石 塚 洋	管理本部長
取 締 役	小 山 栄 樹	購買部長兼海外部長
取 締 役	神 田 浩 徳	営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長
取 締 役	青 木 茂 男	公認会計士、公益財団法人金子国際文化交流財団 理事長、一般財団法人会計教育研修機構 監事、茨城キリスト教大学 名誉教授、千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授
取 締 役	河 上 敏 嗣	株式会社東京富山会館 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	相 原 貫 二	
監 査 役	藤 森 一 喜	税理士 藤森一喜税理士事務所
監 査 役	井 上 晴 孝	弁護士 井上・桜井法律事務所
監 査 役	納 谷 全 一 郎	弁護士 あきつ総合法律事務所

(注) 1. 当事業年度中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会において、相原貫二氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、監査役杉浦英助氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち青木茂男氏、河上敏嗣氏の2名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
監査役のうち藤森一喜氏、井上晴孝氏、納谷全一郎氏の3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
なお、取締役青木茂男氏、取締役河上敏嗣氏、監査役井上晴孝氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役藤森一喜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役青木茂男氏、取締役河上敏嗣氏、監査役相原貫二氏、監査役藤森一喜氏、監査役井上晴孝氏および監査役納谷全一郎氏の6名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役	8名	97,440
監 査 役	5名	16,080
合 計	13名	113,520

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第46期定時株主総会において月額20,000千円以内（使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第43期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬額には、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。  
5. 合計支給額は社外役員5名の報酬額13,200千円を含んでおります。  
6. 2014年6月27日開催の第67期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は対象となる取締役および監査役の退任時とすることを決議いただいております。

### (ご参考) 取締役および監査役の報酬等の決定方針等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の限度内において、会社への貢献、職務の内容・重要度および職務遂行の状況ならびに在任年数等を総合的に勘案し、取締役の報酬は社外取締役および社外監査役の出席する取締役会にて決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況
取締役	青木茂男	2019年度の取締役会14回のうち14回に出席し、経営全般の観点から、適宜発言しております。
取締役	河上敏嗣	2019年度の取締役会14回のうち13回に出席し、経営全般の観点から、適宜発言しております。
監査役	藤森一喜	2019年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2019年度の監査役会14回のうち14回に出席し、税理士の立場から適宜発言しております。
監査役	井上晴孝	2019年度の取締役会14回のうち13回に出席し、また、2019年度の監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。
監査役	納谷全一郎	2019年度の取締役会14回のうち14回に出席し、また、2019年度の監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 永和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額          | 26,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積額について前期実績と比較、経理部等関係各部門からの情報、評価等を踏まえ検討した結果として報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったとした場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」に関する株主総会に付議するための議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 永和監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令の定める額に限定しております。

#### 5. 会社の体制および方針「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は2015年4月17日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について改定を行い、下記のとおり決議いたしました。

主な改定内容は、「関係会社管理規程」、「公益通報者保護規程」などグループとしての体制を強化した項目を追加いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とする。  
(経営理念)

我が社は、食品加工機器・厨房機器の総合販売会社として、新しい見識と技術をお客様に提供し、共存共栄の理想を実現し、会社の安定と社員の幸福を増進し、社会の繁栄に貢献することを経営の理念とする。

② 役員・使用人が、法令・定款違反行為を行いまは行われようとしていることに気付いたときは、速やかに代表取締役を含めた担当役員、または上司に通報（匿名も可）しなければならないと定める。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

③ 内部監査部門である監査室が、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、販売戦略会議の議事録は、法令および取締役会規程等に従い作成し、適切に保存・管理するものとし、取締役および監査役は、当該規程に従い、常時閲覧できるものとする。
  - ② 稟議書、契約書、会計帳簿、その他、行政機関ならびに証券取引所に提出した書類、経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、法令および取締役会規程、文書取扱規程により適切に作成、保存・管理し、取締役および監査役は、当該規程に従い、閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、取締役会規程、稟議規程および職務権限規程に定める決裁手続きにより、承認決裁を得た上で、これを行うものとする。
  - ② 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、販売管理規程に定める与信管理・リスク管理を実施し関係部署とも協議の上、これを行うものとする。
  - ③ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容および損失の程度等について直ちに担当役員および担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させる為、取締役および関係者が出席する販売戦略会議を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
  - ③ 販売、管理他提案等に関する情報交換および取締役会への上申事項を判断・協議する為、毎月1回以上取締役を含む部長会を開催する。尚、部長会の協議事項としては、次長会および課長会より部長会に上申された検討事項を含む。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとし、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、合議のうえ関係書類の提出を求め、検討・協議を行う。
  - ② 子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、担当役員が総合的に助言・指導を行う。
  - ③ 監査室は、当社および子会社のリスク情報の有無を監査する。
  - ④ 当社および子会社に損失の危険が発生し、監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社と子会社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告される体制を構築する。
  - ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査室は、子会社の各部署と十分な情報交換を行う。
  - ⑥ 関係会社管理規程に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売等の諸問題につき協調を促進するため、必要のある場合には関係会社会議を開催し、意思の疎通を図る。

- ⑦ 公益通報者保護規程において、子会社の取締役等の行為も通報対象となることや子会社も通報制度を利用できる通報者等に含まれている旨が規定されており、これを周知することにより、グループにおける法令順守・コンプライアンス経営を強化する。
- (6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査室は、必要に応じて監査役の職務を補助する。
  - ② 前項の具体的な内容については監査役の意見を聴取し、担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮し必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を選定する。
  - ③ 前項に基づいて選定された使用人は、監査役から受けた指示に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。
  - ④ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認め、その者の人事に関する事項の決定には監査役会の同意を得る。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人は会社に対し、著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見した時は法令に従い直ちに監査役に報告する。
  - ② 当社および子会社の取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
  - ③ 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める業務が適正に執行されていることを監査する。
  - ④ 公益通報者保護規程に基づき、総務部は内部通報窓口への通報の状況を監査役に報告する。
  - ⑤ 当社は、公益通報者保護規程に、通報者等が通報等をしたことおよび監査役に報告した者が同報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないように、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境の保全に努める旨を規定している。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制を含め、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、監査体制の実効性を高める。
  - ② 取締役および使用人は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。
  - ③ 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うことを目的とし、必要に応じて法律・会計の専門家その他の外部アドバイザーを会社の費用で活用することができる。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。
  - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関との連携体制を構築し、毅然とした態度を貫きます。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた「内部統制システムの構築に関する基本方針」を整備しております。運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等が適正に行われ、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、販売戦略会議は12回、部長会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会の監査方針に則り監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役との間での意見交換、会計監査人との意見交換および監査室との意見交換により、情報共有等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門である監査室は、内部監査基本計画に基づき、各部署および子会社における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施いたしました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化、また、先行きが不透明な経済環境などめぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取り組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取り組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行ってまいります。また、自社商品を使用して頂

くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に対応できる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカーおよびスチーム&コンベクションオープン等競争力のある商品を重点的に拡販するとともに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極的な営業活動、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社ではPotential Customer（潜在的な力を持ったお客様）、Previous Customer（以前のお客様）への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用いた戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において社員研修を行っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

### 3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様が大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約および意向表明書をご提出いただきます。

#### (2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様との判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

#### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみ

とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

#### (4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

#### (5) 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

##### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

#### 4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業

省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえたものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもってのこと

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は1年であること

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の2年から1年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年当社の取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会における、株主の皆様のご承認に基づき、本プランを更新いたしました。

本プランは、有効期間を2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,583,088</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,625,751</b>
現金及び預金	3,914,042	支払手形及び買掛金	3,952,358
受取手形及び売掛金	2,927,058	短期借入金	2,119,000
商 品	1,502,481	未払法人税等	125,531
製 品	1,412	賞与引当金	108,015
仕 掛 品	13,083	そ の 他	320,846
原材料及び貯蔵品	56,176	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,316,452</b>
そ の 他	175,332	退職給付に係る負債	946,839
貸倒引当金	△6,500	役員退職慰労引当金	262,994
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,287,128</b>	長期未払金	87,600
<b>有形固定資産</b>	<b>5,702,144</b>	そ の 他	19,019
建物及び構築物	2,584,431	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,942,204</b>
機械装置及び運搬具	129,659	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	2,776,815	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,300,602</b>
そ の 他	211,237	資 本 金	3,235,546
<b>無形固定資産</b>	<b>232,099</b>	資 本 剰 余 金	2,965,130
ソフトウェア	77,458	利 益 剰 余 金	3,042,328
そ の 他	154,641	自 己 株 式	△942,403
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,352,884</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>627,410</b>
投資有価証券	1,867,451	その他有価証券評価差額金	628,892
破産更生債権等	136,867	退職給付に係る調整累計額	△1,481
長期貸付金	6,780		
繰延税金資産	209,287		
そ の 他	254,983		
貸倒引当金	△122,485	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,928,012</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,870,217</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,870,217</b>

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		16,399,312
売上原価		12,278,817
売上総利益		4,120,495
販売費及び一般管理費		3,819,117
営業利益		301,377
営業外収益		
受取利息	307	
受取配当金	39,527	
受取家賃	11,198	
為替差益	4,772	
受取保険金	7,388	
その他	5,832	69,026
営業外費用		
支払利息	11,152	11,152
経常利益		359,251
特別利益		
固定資産売却益	273	273
特別損失		
固定資産除却損	12,646	
会員権評価損	4,570	
損害賠償金	12,804	30,020
税金等調整前当期純利益		329,504
法人税、住民税及び事業税	166,262	
法人税等調整額	12,283	178,545
当期純利益		150,958
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		150,958

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,235,546	2,965,130	2,984,324	△942,264	8,242,737
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△92,954		△92,954
親会社株主に帰属 する当期純利益			150,958		150,958
自己株式の取得				△139	△139
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	58,004	△139	57,865
当 期 末 残 高	3,235,546	2,965,130	3,042,328	△942,403	8,300,602

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	786,001	26,185	812,187	9,054,924
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△92,954
親会社株主に帰属 する当期純利益				150,958
自己株式の取得				△139
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△157,109	△27,667	△184,776	△184,776
連結会計年度中の 変動額合計	△157,109	△27,667	△184,776	△126,911
当 期 末 残 高	628,892	△1,481	627,410	8,928,012

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- |            |   |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数  | 3社                                      |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社北沢キープサービス<br>エース工業株式会社<br>サンバイク株式会社 |

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産

商品

個別法による原価法

製品及び仕掛品

売価還元法による原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～6年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### ② 無形固定資産 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権 8年

##### ③ 長期前払費用 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
また、連結子会社は、一般債権については貸倒実績率または税法上の規定に基づく法定繰入率により、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌連結会計年度に費用処理することとしております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準  
当連結会計年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要事項  
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 有形固定資産の減価償却累計額 5,027,325千円
- 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 連結会計年度末日における発行済株式の数  
普通株式 23,818,257株
- 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	92,954千円	5円	2019年3月31日	2019年6月28日

- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,951千円	5円	2020年3月31日	2020年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、資金運用については短期的な預金を基本とし、一時的な余資が生じた場合は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金は銀行借入にて調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日及び残高の管理を行い、主な取引先の信用状況は定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握をしております。また、デリバティブは外貨建資産、負債に係る為替相場の変動リスクを回避する目的のみで行うものとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,914,042	3,914,042	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,927,058	2,927,058	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,865,940	1,865,940	—
資産計	8,707,041	8,707,041	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,952,358	3,952,358	—
(2) 短期借入金	2,119,000	2,119,000	—
負債計	6,071,358	6,071,358	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,511

上記については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション（土地含む。）を所有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は206,686千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,476,174	4,414,199

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 480円25銭
2. 1株当たり当期純利益 8円12銭

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,237,043</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,638,067</b>
現金及び預金	3,618,675	支払手形	2,489,659
受取手形	322,401	買掛金	1,558,701
売掛金	2,584,189	短期借入金	2,100,000
商品	1,460,919	未払金	126,067
前払金	34,206	未払費用	23,309
前払費用	60,592	未払法人税等	112,720
その他の	162,557	前受金	89,588
貸倒引当金	△6,500	預り金	42,658
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,403,530</b>	前受収益	11,767
<b>有形固定資産</b>	<b>5,642,135</b>	賞与引当金	82,100
建築物	2,508,082	設備関係支払手形	1,494
構築物	74,573	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,268,343</b>
機械装置	16,090	退職給付引当金	900,624
車両運搬具	57,245	役員退職慰労引当金	258,700
工具器具備	209,327	長期預り保証金	21,396
土地	2,776,815	長期未払金	87,600
<b>無形固定資産</b>	<b>230,595</b>	長期前受収益	23
特許権	102,163	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,906,410</b>
借地権	31,555	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	19,233	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,105,271</b>
ソフトウェア	77,458	資本金	3,235,546
その他	184	資本剰余金	2,965,130
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,530,799</b>	資本準備金	2,964,867
投資有価証券	1,867,451	その他資本剰余金	263
関係会社株式	173,001	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,846,997</b>
破産更生債権等	136,867	その他利益剰余金	2,846,997
長期前払費用	14,914	土地圧縮積立金	54,931
会 員 権	2,400	建物圧縮積立金	3,855
長期貸付金	6,780	構築物圧縮積立金	89
繰延税金資産	195,023	繰越利益剰余金	2,788,120
リース投資資産	73,837	<b>自 己 株 式</b>	<b>△942,403</b>
その他の	183,009	評価・換算差額等	628,892
貸倒引当金	△122,485	その他有価証券評価差額金	628,892
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,640,574</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,734,164</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>16,640,574</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,382,940
売 上 原 価		12,470,560
売 上 総 利 益		3,912,379
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,649,928
営 業 利 益		262,451
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	469	
受 取 配 当 金	42,467	
受 取 家 賃	11,198	
受 取 手 数 料	875	
受 取 賃 貸 料	9,630	
為 替 差 益	4,772	
そ の 他	6,958	76,372
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,795	10,795
経 常 利 益		328,029
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	233	233
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,646	
会 員 権 評 価 損	4,570	
損 害 賠 償 金	12,804	30,020
税 引 前 当 期 純 利 益		298,242
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	151,700	
法 人 税 等 調 整 額	16,226	167,926
当 期 純 利 益		130,316

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	2,809,636	2,809,636
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△92,954	△92,954
当 期 純 利 益					130,316	130,316
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	37,361	37,361
当 期 末 残 高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	2,846,997	2,846,997

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△942,264	8,068,049	786,001	8,854,050
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△92,954		△92,954
当 期 純 利 益		130,316		130,316
自己株式の取得	△139	△139		△139
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	△157,109	△157,109
事業年度中の変動額合計	△139	37,222	△157,109	△119,886
当 期 末 残 高	△942,403	8,105,271	628,892	8,734,164

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	59,116	2,750,519	2,809,636
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当		△92,954	△92,954
当 期 純 利 益		130,316	130,316
固定資産圧縮積立金の取崩	△239	239	—
事業年度中の変動額合計	△239	37,601	37,361
当 期 末 残 高	58,876	2,788,120	2,846,997

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産

商 品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	4～6年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
-----	----

#### (3) 長期前払費用

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌事業年度に費用処理することとしております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当事業年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,737,455千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	77,882千円
"    短期金銭債務	170,722千円
"    長期金銭債務	2,400千円
3. 当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。	
当座貸越極限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円
4. 株式会社北沢キープサービスの金融機関からの借入金19,000千円に対し、保証予約を行っております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	170,876千円
仕入高	1,288,357千円
営業取引以外の取引高	
受取賃貸料等	9,630千円
支払手数料	7,471千円
試験研究費	2,235千円
2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	38,896千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
 普通株式 5,227,945株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産	
賞与引当金	25,139千円
未払事業税	11,605千円
貸倒引当金	39,495千円
退職給付引当金	275,771千円
役員退職慰労引当金	79,214千円
商品評価損	32,547千円
投資有価証券評価損	86,412千円
有形固定資産減損損失	115,399千円
会員権評価損	29,785千円
その他有価証券評価差額金	29,145千円
その他	6,805千円
繰延税金資産小計	731,317千円
評価性引当額	232,381千円
繰延税金資産合計	498,937千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	26,040千円
その他有価証券評価差額金	277,874千円
繰延税金負債合計	303,914千円
繰延税金資産の純額	195,023千円

## (関連当事者取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱北沢キープサービス	100%	売上高	145,754	売掛金	14,564
			仕入高	537,704	未収金	58,620
			受取賃貸料	9,630	買掛金	52,745
			支払手数料	7,471		
			保証予約	19,000		
子会社	エース工業㈱	100%	売上高	25,018	売掛金	4,089
			仕入高	489,113	未収金	608
			営業取引以外の 取引高	2,448	買掛金	74,041
					前受金	700
					長期預り保証金	2,400
子会社	サンバイク㈱	100%	売上高	103	買掛金	29,457
			仕入高	261,539	支払手形	13,777

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。  
 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 469円82銭  
 2. 1株当たり当期純利益 7円01銭

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

北沢産業株式会社

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 栄 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦 澤 宗 孝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北沢産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

北 沢 産 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 栄 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 芦 澤 宗 孝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北沢産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

北 沢 産 業 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 相 原 貫 二 ㊟

監 査 役 藤 森 一 喜 ㊟

監 査 役 井 上 晴 孝 ㊟

監 査 役 納 谷 全 一 郎 ㊟

(注) 監査役藤森一喜、井上晴孝、納谷全一郎は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当は、安定配当を基調としつつ、今後の事業展開、経営体質の充実強化に努める一方で、株主の皆様への日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額92,951,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月30日

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今回、取締役1名の退任に伴い、新任取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	お ぎ き み つ ぐ き 尾 崎 光 行 (1947年3月10日)	1969年4月 当社入社 1990年6月 同 取締役業務部長 1992年10月 同 常務取締役 2001年4月 同 専務取締役 2002年6月 同 代表取締役社長 2005年3月 同 取締役株式会社北沢キープサービス担 当 2005年4月 同 代表取締役社長 2009年12月 同 代表取締役社長 営業戦略本部担当兼コーヒーマシン販売促 進部担当 2011年4月 同 代表取締役社長 2019年4月 同 代表取締役会長（現任）	143,964株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、技術部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門まで幅広い事業に従事し、その経験に基づき当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引しておりました。現在は代表取締役会長として、経営における重要事項の決定など、企業価値向上、ガバナンス強化に努めており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	きた がわ まさ き 北 川 正 樹 (1958年1月3日)	1981年4月 当社入社 2005年4月 同 購買部長 2007年4月 同 九州ブロック長 2008年10月 同 購買部長兼海外部長 2011年6月 同 執行役員購買部長兼海外部長 2014年6月 同 取締役東日本営業本部長 2016年4月 同 取締役購買部長 2019年4月 同 代表取締役社長（現任） <b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、購買部門、輸入商品を取り扱う海外部門、販売部門の幅広い業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験も有しております。その経験に基づき、現在は当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	32,086株
3	さか い やす たろう 酒 井 保太郎 (1946年11月5日)	1973年4月 当社入社 2005年6月 同 取締役プロジェクトグループ長 2005年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買部担当 2007年10月 同 取締役プロジェクトグループ長兼購買部長 2008年10月 同 取締役プロジェクトグループ長 2011年4月 同 取締役プロジェクトグループ長兼建築部長 2011年6月 同 取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建築部長 2014年6月 同 常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建築部長 2015年4月 同 常務取締役本社営業本部長（現任） <b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、販売部門、購買部門、家庭用キッチンを取り扱う部門に従事し、大型の案件に対する営業活動の豊富な経験を有しております。その経験に基づき現在は当社の常務取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。	44,060株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	いし づか ひろし 石 塚 洋 (1954年 3 月 1 日)	<p>1977年 4 月 株式会社北陸銀行入行  2005年 7 月 当社（出向受入）、管理本部経理部長  2006年 6 月 同 入社、取締役管理本部経理部長  2009年12月 同 取締役管理本部長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  前職の銀行での豊富な経験を有し、入社以来、経理部門他、管理部門の業務に従事しております。その経験に基づき現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	51,666株
5	こやま せい き 小 山 栄 樹 (1957年 1 月 2 日)	<p>1979年 4 月 当社入社  1995年 9 月 同 札幌支店長  1996年 7 月 同 北海道ブロック長  2004年 4 月 同 執行役員 北海道ブロック長  2011年 4 月 同 執行役員 営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長  2011年 6 月 同 取締役営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長  2013年 4 月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長  2019年 4 月 同 取締役購買部長  2019年 6 月 同 取締役購買部長兼海外部長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  入社以来、販売部門の業務に従事し、ブロックを統括する役職の経験、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署の業務の経験、購買部門、海外部門の業務に従事しております。その経験に基づき、現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	42,224株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	かん だ ひろ のり 神 田 浩 徳 (1960年4月11日)	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2001年7月 同 営業本部第三営業部長</p> <p>2007年10月 同 松本支店長</p> <p>2010年4月 同 大阪支店長兼神戸出張所長</p> <p>2014年6月 同 取締役西日本営業本部長</p> <p>2016年4月 同 取締役東北・関東ブロック担当</p> <p>2019年4月 同 取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 入社以来、販売部門に従事し、本社での部長職、ブロックを統括する役職等での幅広い営業活動の経験を有し、営業を統括する部署およびキッチンコンサルタントを行う部署の業務に従事しております。現在は当社の取締役として、当社グループの経営を牽引し、経営における重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても貢献が見込まれることから引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	31,926株
7	あお き しげ お 青 木 茂 男 (1942年3月3日)	<p>1965年4月 日本生命保険相互会社入社</p> <p>1969年6月 公認会計士登録</p> <p>1985年4月 国際商科大学（現 東京国際大学）商学部教授</p> <p>2000年12月 同大学 副学長</p> <p>2005年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授</p> <p>2010年7月 財団法人（現 公益財団法人）金子国際文化交流財団理事長（現任）</p> <p>2011年4月 茨城キリスト教大学経営学部長</p> <p>2014年7月 一般財団法人会計教育研修機構監事（現任）</p> <p>2015年7月 茨城キリスト教大学名誉教授（現任）</p> <p>2016年4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授（現任）</p> <p>2016年6月 当社取締役（現任）</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 過去に取締役として会社経営に直接関与した経験はありませんが、大学教授、財団法人の理事長および監事としての豊富な経験と公認会計士としての財務および会計に関する幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を担っていただけることが見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	5,273株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※ やま だ まさ と 山 田 正 人 (1956年 3 月 25 日)	1978年 4 月 株式会社北陸銀行入行 2009年 1 月 同 経営管理部上席推進役(出向松井建設株式会社) 2009年 7 月 松井建設株式会社 執行役員営業本部営業部長 2010年 2 月 同 執行役員経営企画部長 2010年 6 月 同 取締役執行役員 2012年 4 月 同 取締役管理本部副本部長 2014年 4 月 同 取締役経営企画部・CSR推進室・情報システム部・法務室担当 2016年 4 月 同 取締役経営企画部・情報システム部担当 2018年 4 月 同 取締役常務執行役員経営本部長 2020年 4 月 同 取締役常務執行役員経営本部担当 (2020年6月26日退任予定) <b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 上場会社における豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向けての適切な役割を担っていただけたことが見込まれることから、社外取締役候補者としたものであります。	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の独立性について  
 青木茂男氏、山田正人氏の両名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
 なお、青木茂男氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。  
 当社は、青木茂男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山田正人氏につきましても選任が承認された場合、独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 当社と社外取締役は会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。  
 本議案が承認された場合、当社と青木茂男氏との間において同内容の責任限定契約を継続する予定であり、山田正人氏との間においても同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

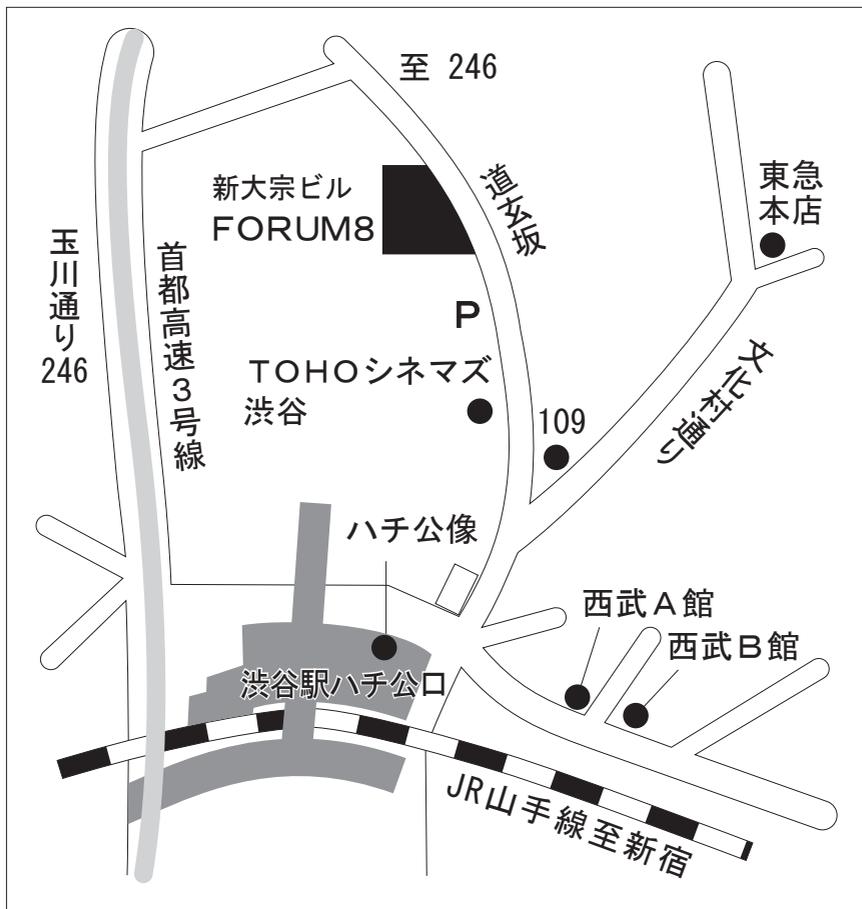
以 上



## 株主総会会場ご案内図

日時 2020年6月29日（月曜日）午前10時

場所 東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地7号  
新大宗ビル1号館  
フォーラムエイト 6階 オリオンホール  
TEL 03-3780-0008



JR山手線・埼京線、井の頭線、東急東横線

地下鉄（銀座線、半蔵門線、東急田園都市線、副都心線）

各線 渋谷駅ハチ公口 徒歩約8分

※本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜わりますようお願い申し上げます。